

令和7年度第2回行田市子ども未来審議会 次第

日時 令和8年3月25日（水）

午後2時00分～

場所 市役所305AB会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 正副会長選出

6 子ども未来審議会委員とは【資料1】【資料2】

7 議 題

(1) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う定員変更について

. . . .【資料3】

(2) 令和8年度からのこども誰でも通園制度について

. . . .【資料4】

(3) 一時預かり事業の実施について

. . . .【資料5】

(4) 病児保育施設について

. . . .【資料6】

(5) その他

① 行田市の子育て支援の取組について

. . . .【資料7】

② 今後のスケジュールについて

. . . .【資料8】

8 閉 会

行田市子ども未来審議会委員

令和8年3月25日現在

NO	条例上の区分	区分	推薦団体	氏名
1	1号委員 (関係者)	保護者(保育所)	行田市保育協議会 保護者部会	アンバイ タクヤ 安倍 拓哉
2	1号委員 (関係者)	保護者(幼稚園)	行田私立幼稚園PTA (私立幼稚園連盟代表園)	オнда アオイ 押田 葵
3	1号委員 (関係者)	保護者(健全育成)	行田市PTA連合会	オオヤ ユウイチ 大谷 祐一
4	1号委員 (関係者)	事業主代表	行田商工会議所	アライ ケイスケ 新井 啓介
5	1号委員 (関係者)	労働者代表	連合埼玉北埼玉地域協議会 行田部会	クワバラ ヒロヤス 桑原 宏安
6	1号委員 (関係者)	保育当事者 (保育所)	行田市保育協議会園長部会	ヨシダ マリコ 吉田 真理子
7	1号委員 (関係者)	保育当事者 (幼稚園)	行田市私立幼稚園連盟	オオタケ ヨウヘイ 大竹 洋平
8	1号委員 (関係者)	保育当事者 (健全育成)	行田市社会福祉協議会	コバヤシ ヨシコ 小林 賢子
9	1号委員 (関係者)	社会的養護	社会福祉法人昇栄会 児童養護施設ケヤキホーム	マツムラ ケンイチ 松村 健一
10	1号委員 (関係者)	子ども・子育て支援従事 者(拠点)	NPO法人子育てネット行田	ヒライ ナオミ 平井 直美
11	1号委員 (関係者)	小学校長	行田市校長会	マスダ カツヒロ 増田 勝弘
12	2号委員 (知識経験を有する者)	主任児童委員	行田市民生委員・児童委員連合会	アオキ エミ 青木 恵美
13	2号委員 (知識経験を有する者)	障害者団体	行田市肢体不自由児(者) 父母の会	イリグチ サエコ 入口 早栄子
14	3号委員 (公募)	公募	公募委員	ゴミ アヤコ 五味 綾子

※任期 令和8年3月25日 から 令和10年3月24日 まで

「行田市子ども未来審議会」とは

資料1

概要

設置根拠	行田市子ども未来審議会条例
法的位置付け	児童福祉法第8条第3項及び子ども・子育て支援法第72条第1項
委員定数	15人以内 (1) 子ども・子育て支援及び児童福祉に係る機関又は団体の関係者 (2) 子ども・子育てに関し知識経験を有する者 (3) 公募による者
委員任期	2年（再任可）
委員報酬	会長6,000円 委員5,000円（1回の会議につき） （その他、費用弁償として1,400円） ※行田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
その他	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に位置付け

所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に対して、意見を述べる。
- (2) 地域型保育事業の利用定員の設定に対して、意見を述べる。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に対して、意見を述べる。
- (4) 子ども・子育て支援及び児童福祉施策について、調査・審議をする。
- (5) その他、必要な事案について、調査・審議する。

行田市子ども未来審議会条例

平成30年3月26日条例第4号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び子ども・子育て関係者
- (2) 児童福祉及び子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(行田市児童福祉審議会条例及び行田市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 行田市児童福祉審議会条例（平成12年条例第11号）

(2) 行田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第41号）

(行田市児童センター条例の一部改正)

3 行田市児童センター条例（昭和54年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）

の一部を次のように改正する。

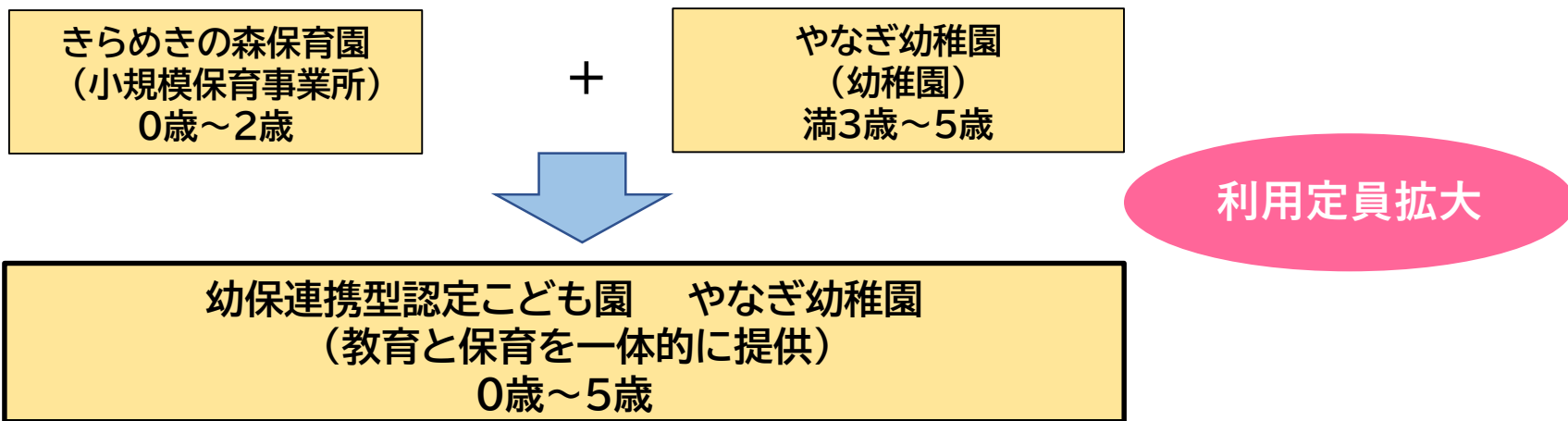
(次のよう略)

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

1. 概要

学校法人むさしの学園が運営している幼稚園と保育園を統合し、教育及び保育を一体的に提供できる施設として利用定員の拡大を図る。



2. 現在及び今後の利用定員

<現在の利用定員 259人>

○きらめきの森保育園 単位:人

年 齢	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員	3	6	10	19

○やなぎ幼稚園 単位:人

年 齢	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員	100	70	70	240

<令和8年度の利用定員 295人>

○幼保連携認定こども園 やなぎ幼稚園 単位:人

年 齢	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員(保育)	15	20	20	—	7	0	0	62
利用定員(教育)	—	—	—	15	68	75	75	233
利用定員(合計)	15	20	20	15	75	75	75	295

1. 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援するため、保育所等に通っていないこどもを対象として、保護者の就労を問わず、月10時間まで保育所などを利用できる制度

2. 令和8年度からの全国実施に伴う制度変更

本市では、令和6年度から全国に先駆けて試行的事業として実施してきたが、令和8年度からは全国で新たな給付制度として実施される

3. 変更点等

- ①事業者は、市の認可及び確認を受けなければならない
 - ②利用者及び事業者は、国の総合支援システムを使用して、利用登録や利用予約、請求等を行う
- ※現在のLINEによる登録、利用予約は3月31日で終了

4. 認可予定施設(令和8年4月1日認可)

- ①やごうこども園(継続)
- ②やなぎ幼稚園(継続)
- ③小羊チャイルドセンター(継続)
- ④まつたけ幼稚園(新規) ※5月から実施予定
- ⑤老本幼稚園(新規) ※5月から実施予定

5. 行田市こども計画への記載事項の追加

- 3 地域子育て支援事業
(17) こども誰でも通園事業
P71 (確保策の方針と対応策)

適用日
令和8年4月1日から

・満3歳以上の児童は対象としていないことから、教育・保育施設と事業者の円滑な連携・接続に努めます。

行田市こども計画変更箇所の新旧対照表

【改正箇所】(70ページから71ページ)

第4章 教育保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

3 地域子育て支援事業

(17) こども誰でも通園事業

改正後	改正前																																																																																																
<p>(17) こども誰でも通園事業 (新規)</p> <p>保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6か月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度。(令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられる)</p> <p>(量の見込み)</p> <p style="text-align: center;">0歳 (単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> <th style="text-align: center;">令和9年度</th> <th style="text-align: center;">令和10年度</th> <th style="text-align: center;">令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み(利用見込み)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>②確保方策(利用定員数)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>②-①過不足</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1～2歳 (単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> <th style="text-align: center;">令和9年度</th> <th style="text-align: center;">令和10年度</th> <th style="text-align: center;">令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み(利用見込み)</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td>②確保方策(利用定員数)</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> </tr> <tr> <td>②-①過不足</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(確保策の方針と対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は引き続き、国の試行的事業を実施します。令和8年度以降は、国が示す基準で実施します。 満3歳以上の児童は対象としていないことから、<u>教育・保育施設と事業者の円滑な連携・接続に努めます。</u> 	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み(利用見込み)	30	30	30	30	30	②確保方策(利用定員数)	30	35	35	35	35	②-①過不足	0	5	5	5	5	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み(利用見込み)	80	80	80	80	80	②確保方策(利用定員数)	110	130	130	130	130	②-①過不足	30	50	50	50	50	<p>(17) こども誰でも通園事業 (新規)</p> <p>保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6か月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度。(令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられる)</p> <p>(量の見込み)</p> <p style="text-align: center;">0歳 (単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> <th style="text-align: center;">令和9年度</th> <th style="text-align: center;">令和10年度</th> <th style="text-align: center;">令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み(利用見込み)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>②確保方策(利用定員数)</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>②-①過不足</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1～2歳 (単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年度</th> <th style="text-align: center;">令和9年度</th> <th style="text-align: center;">令和10年度</th> <th style="text-align: center;">令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①量の見込み(利用見込み)</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td>②確保方策(利用定員数)</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">130</td> </tr> <tr> <td>②-①過不足</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(確保策の方針と対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は引き続き、国の試行的事業を実施します。令和8年度以降は、国が示す基準で実施します。 	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み(利用見込み)	30	30	30	30	30	②確保方策(利用定員数)	30	35	35	35	35	②-①過不足	0	5	5	5	5	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み(利用見込み)	80	80	80	80	80	②確保方策(利用定員数)	110	130	130	130	130	②-①過不足	30	50	50	50	50
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																												
①量の見込み(利用見込み)	30	30	30	30	30																																																																																												
②確保方策(利用定員数)	30	35	35	35	35																																																																																												
②-①過不足	0	5	5	5	5																																																																																												
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																												
①量の見込み(利用見込み)	80	80	80	80	80																																																																																												
②確保方策(利用定員数)	110	130	130	130	130																																																																																												
②-①過不足	30	50	50	50	50																																																																																												
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																												
①量の見込み(利用見込み)	30	30	30	30	30																																																																																												
②確保方策(利用定員数)	30	35	35	35	35																																																																																												
②-①過不足	0	5	5	5	5																																																																																												
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																												
①量の見込み(利用見込み)	80	80	80	80	80																																																																																												
②確保方策(利用定員数)	110	130	130	130	130																																																																																												
②-①過不足	30	50	50	50	50																																																																																												

1. 一時預かり事業とは

普段、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者等の心的・身体的負担を軽減するため、保育所やその他の場所において乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備するための事業

2. 本市の実施施設と利用定員

- ・和光保育園(定員2人)
- ・太井保育園(空き定員の範囲内)

3. 実施事業者

(株)Y&A

4. 開始時期(予定)

令和8年上半期

5. 定員(予定)

5人

6. 実施場所(予定)

ぷりんしばる行田教室
行田市清水町5-14

7. 本市の方針

当該事業者は、

- ・障がいを持つ未就学児を対象とした児童発達支援を行っており、保育のノウハウは十分である
- ・保育士の配置も確保できる見込みである
- ・本市でこれまで受け入れしていない障がい児の受入れも行えるため、本市の一時預かり事業の拡充を図ることができる

以上のことから、

当該事業者が運営する実施予定場所(事業所)を**一時預かり事業所とする**ものである

1. 病児保育施設とは

子どもの病気回復期等に、保護者が就労等の理由で看護できない場合、医療機関等に付設された専用スペースで一時的にお預かりするもので、保護者の就労環境を支援するもの

2. 本市の方針

行田市こども計画
(令和7年3月策定)



ニーズ調査の結果、
「今後の利用希望を踏まえ、利用定員の
拡大に努めること」としている

3. 本市の現状

令和8年3月末をもって廃止

施設名 「病児保育所げんきキッズ」
(南川げんきクリニックの敷地内)
※定員8人

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 2月末
利用人数(人)	388	162	200	123	159	159	140
開設日数(日)	240	241	235	240	206	238	217



令和8年4月から開設

施設名 「病児保育室スマイルキッズ」
※定員4人

運営主体 行田中央総合病院

場所 同病院隣接(北側)

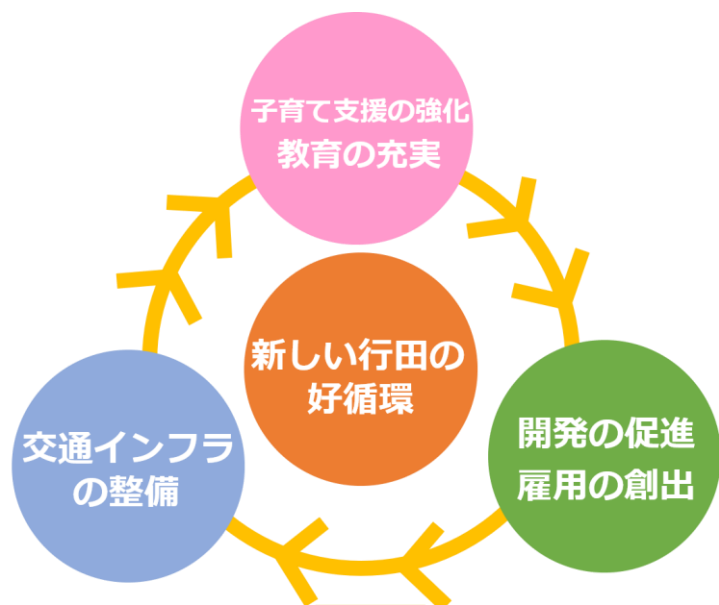
4. 今後の取組

近年、働き方の多様化や共働き世帯の増加に伴い、病児保育ニーズが高まっていることから、更なる利用定員拡大に努めます

石井クリニックが、令和9年4月に小規模保育施設との併設での開設(予定)であった病児保育施設については、延期となりました
開設時期については、現在未定です

調整中

市政運営の羅針盤である「行田市基本構想」の3つの重点政策の1つとして「子育て支援の強化・教育の充実」が掲げられている。



3つの重点政策を「学校再編まちづくり」として一体的かつ強力で推進

子育て支援「こどもまんなか」



令和5年10月、こども家庭庁の「こどもまんなか応援サポーター」に就任

子育てにもっと余裕を、子育てをもっと楽しく「わが子を行田で育てたい」と感じるような、充実した子育て支援や魅力的な子育て環境が、定住や移住促進の観点からも重要である。
(行田市基本構想抜粋)

子育て支援「こどもまんなか」の主な取組



0歳から18歳まで切れ目なくサポート

0歳～2歳

3歳～5歳

6歳～18歳

市独自

3歳未満児
保育料無償化

おうち子育て支援事業
(こども誰でも通園制度)

幼児教育及び
保育無償化

市独自

朝のこどもの
居場所づくり
(県モデル事業)

学童保育室昼食提供

小学校給食費無償化

市独自

子ども医療費無償化

県内トップクラス

こどもの居場所づくり

子育て支援「こどもまんなか」の主な取組



さきたま古墳公園「子どもの遊び場」整備

さきたま古墳公園内に、多世代で様々な人の憩いの場となる「屋内型遊び場」及び「外遊び場」を整備します。

「子どもの遊び場」

- ・屋内型遊び場（砂場、ボルダリング、ボールプール等）
- ・外遊び場（ふわふわドーム、滑り台、ブランコ、うんてい等）
- ・休憩スペース
- ・民間収益施設（飲食店）

整備スケジュール

R7年度

- ・基本構想の策定
- ・事業構想検討委員会開催

R8年度

- ・基本計画の策定
- ・PPP/PFI導入可能性調査

R9年度～R10年度

- ・基本設計
- ・工事着手

R11年

- ・開業（予定）



さきたま古墳公園内の「古代の森・古代の草原」エリア（約4ha）

子ども未来審議会 今後のスケジュール

NO	期 日	内 容
1	令和8年3月25日(月) ・市役所3階 305AB会議室 ・午後2時00分～	令和7年度第2回審議会 ・認定こども園移行に伴う定員変更について ・こども誰でも通園制度について ・一時預かり事業所の開設について ・病児保育施設について ・行田市の子育て支援の取組について ・今後のスケジュールについて
2	令和8年7月～8月頃(予定)	令和8年度第1回審議会
3	令和9年2月～3月頃(予定)	令和8年度第2回審議会

※急きよ、本審議会にお諮りする案件が発生した場合は、上記以外で追加開催する場合があります。